

資金



組合員の物品購入、住宅購入、リフォーム、本人や家族の学費などの臨時の資金を貸し付けます。詳しくは、東京支部ホームページに掲載している「貸付申込説明書」をご覧ください。電話問合せ受付時間は、平日9時から16時まで。

1 申込資格

以下のすべてに該当する方が申込みできます。

- 東京支部の組合員で、組合員期間が申込みをする月を含めて引き続いて6か月以上あること。

(4月に新規採用となった組合員は、9月1日以降に申込みが可能。)

※ 都共済など他共済組合からの転入者は、転入前の共済組合での組合員期間が引き継がれます(私学共済を除く。)

- 貸付日に在職していること(3月退職予定者の申込みは、第10回1月受付分まで)。

※ 短期組合員等の方は、特別貸付けのみご利用できます(P33参照)。

以下の場合
は申込み
できません。

- 給与の差押え、民事再生や自己破産等の状態となった場合または弁護士等に債務整理を依頼している場合
- 貸付保険事故者
- 他の金融機関等と当共済組合の借入れの年間償還額の総計が、例月給料の4.8倍を超える場合
- 一般貸付けについて、すでに借り受けている一般貸付けの貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年を経過する日までの間
- 他共済組合からの借入れがあり、徴収嘱託を受けている場合(2つ以上の共済組合からの借入れはできません。ただし、他共済組合の借入れを当共済組合の同一種別の貸付けに借換えをする場合は、貸付申込みをすることができます。)
- 支部長が償還の確実性がないと認める場合

2 貸付けの申込手続

東京支部ホームページから貸付申込書をプリントアウトして記入押印の上、必要書類を添えて申し込んでください。原則として、締切日までに書類が間に合わない場合は貸付けできません。不足書類等がある場合は申込人(または共済事務担当者)に連絡します。提出された添付書類は返却しませんので、必要に応じて提出書類の控えを取った上で、お申し込みください(貸付借用証書は償還完了後に返却します)。

(1) 受付方法 都庁交換便または郵送。直接持参されてもその場での審査は行いません。

(2) 締切日 毎月10日(土日祝の場合はその前平日)

(3) 貸付日 締切日の翌月10日(土日祝の場合はその翌平日。5月、10月、11月、1月を除く。)

※ 最新の日程は、東京支部ホームページで確認してください。

一般 教育
災害 医療
結婚 葬祭



住宅
介護構造
住宅災害



特別



3 貸付金一覧

※ クレジットカード払いをした費用の貸付けは、できません。

※ 貸付額（申込額）は10万円単位で、添付書類で確認できる金額以下です。（教育貸付けで教育ローンの借換えの場合のみ1円単位です。）

1 一般貸付け等

貸付種別	貸付限度額 償還回数	貸付事由	添付書類等
一般	200万円 毎月120回以内 ボーナス20回以内	組合員（以下③特別貸付けの対象者を除く。以下同じ。）が臨時に資金を必要とする場合 ※ 貸付日から2年間借換え不可 《例》 車・家具・電気製品等の購入、旅行費用、住宅購入諸費用、引越し等 《対象とならないもの》 生活費、借金や奨学金の返済、投資、クレジットカード払いをした費用	●送金額が100万円以上の場合 必要額、現金支払日等が明記されていて、確実に支払うことが確認できる書類の写し 《例》 組合員名義の契約書、請書、請求書、注文書、領収書（注）等 ●送金額が100万円未満（新規貸付けの場合は、90万円以下）の場合は、添付書類不要
教育	550万円 毎月250回以内 ボーナス41回以内	組合員、被扶養者および被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹が、 ●学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、高等専門学校、大学（短大、大学院）、専修学校、各種学校に入学または修学するため、貸付日から概ね1年間の資金を必要とする場合 ●外国の教育機関の場合は、正規の教育課程の修学年限が1年以上である教育機関に3か月以上修学（入学・修学または受講が必須であるもの）するため、貸付日から概ね1年間の資金を必要とする場合 ●以下も対象となります。 ・教育機関在学中に返済中の民間金融機関の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借換え資金 ・（概ね1年以内に必要となる）アパート代、引越代等、通学の交通費（通学定期代等） （定期代は、購入可能な最長期間の定期券額を基に算定する。） ※ 貸付事由が授業料等で、就学支援金等を受け取る場合、就学支援金を除いた額が貸付対象となります。就学支援等の受取前に学費等を支	① 入学または修学の事実を確認することのできる次のいずれかの書類。ただし、②の書類で修学事実が確認できる場合は①の書類を省略できます。 ア 在学証明書（3か月以内発行）（学生証は不可） ※ 入学前に資金を必要とする場合は、合格証明書等の写しでも可 イ 外国の教育機関の場合 入学（修学・受講）許可証等、教育機関の証明書（和訳文を添付）の写し ② 必要額および納付期限日を確認できる書類（振込依頼書・領収書（注）・請求書等の写し） ＜教育ローンの借換えの場合＞ 上記①および②民間金融機関等が発行する教育ローン（カードローン不可）であることが確認できる残高証明書 ③過去3か月の返済が確認できる書類（通帳の写し等） ＜アパート代の場合＞ 上記①および②契約期間、家賃、共益費、寮費等が確認できる賃貸借契約書等の写し

貸付 種別	貸付限度額 償還回数	貸 付 事 由	添 付 書 類 等
		払う必要があり、就学支援金相当額を含めて貸付申込みする場合は、就学支援金等の受取後に一部繰上償還する旨の申立書を提出してください。申立書の見本は、ホームページに掲載しています。	<定期券代の場合> P31①および②定期券の写し（購入前で提出できない場合は、通学経路の分かる書類を提出後、初回購入時に定期券の写しを提出。）
災害	200万円 毎月120回以内 ボーナス20回以内	組合員または被扶養者が、非常災害を受けたため資金を必要とする場合（原則として、り災後3か月以内）	り災の事実を証明することのできる官公署が発行するり災証明書の写し（共済組合災害見舞金請求書または決定通知書の写しでも可） 《非常災害の例》地震・水害・火災・盗難等
医療	120万円 毎月110回以内 ボーナス18回以内	組合員、被扶養者ならびに被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹および父母（配偶者の父母を含む。）が、医療を受けるため資金を必要とする場合	医療費を要する事実を証明することができる書類（医師の診断書等）
結婚	200万円 毎月120回以内 ボーナス20回以内	組合員または子が結婚するため資金を必要とする場合（結婚式費用・新婚旅行の旅費等） ●結婚式または入籍日等から前後6か月以内であること。 （ただし、支払済みの場合は支払日から概ね1か月以内であること）	次の①と②の書類が必要です。 ① 結婚する事実を証明することのできる書類（戸籍抄本、住民票、婚姻届受理証明書、式場の申込受理書等の写し等） ② 必要額が確認できる書類（契約書、請求書、領収書（注）等）の写し ※ 見積書は、注文を確認できる記載があること。例：注文先の従業員による注文の証明（「上記注文をお請けしました」等の加筆と押印）
葬祭	200万円 毎月120回以内 ボーナス20回以内	組合員が被扶養者ならびに被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹および父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭のため次の事由で資金を必要とする場合 ●葬祭対象者に係る葬儀 ●葬祭対象者の死亡日から2か月以内に行われる当該葬祭対象者の法事等 ●葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得および墓石の建立	次の①、②、③の書類が必要です。 ① 死亡の事実と組合員との続柄が確認できる書類（戸籍謄本、住民票、死亡診断書の写し等） ② 必要額が確認できる、宛名が組合員名義の書類（契約書、請求書、領収書（注）等）の写し ③ 申込事由により次のいずれかの書類 ア 葬儀または法事の場合 葬儀・法事等を行うことが明らかとなる書類（会葬礼状等）の写し イ 墓地の取得および墓石の建立の場合 支払日を確認できる書類の写し（生前取得不可）

（注）領収書は、支払日から概ね1か月以内のものに限ります。

※ ③特別貸付けの対象者を除く。

2 住宅貸付け等

(1) 貸付種別等

貸付種別	貸付限度額 償還回数	貸付事由
住宅	1,800万円 毎月360回以内 ボーナス60回以内	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増改築、修理、購入もしくは借入れまたは住宅の敷地の購入、借家の敷金、礼金等に資金を必要とする場合
介護構造部分	300万円 毎月360回以内 ボーナス60回以内	組合員が、「要介護者に配慮した構造を有する住宅」または介護に必要な機器が設置された住宅の新築、修理等をするため資金を必要とする場合（要介護者の有無を問わない。）
住宅災害	1,900万円 毎月360回以内 ボーナス60回以内	組合員が、自己の用に供している住宅または住宅の敷地が、水震火災等の災害により5分の1以上またはこれと同程度の損害を受け、原則として、被災後1年以内に新築、修理等のために資金を必要とする場合

※ 貸付日までに支払済の費用は、住宅貸付け等の対象外です。

※ ③特別貸付けの対象者を除く。

(2) 住宅貸付けに係る貸付限度額の算出方法

組合員期間による貸付限度額算出【例月給料×月数】

申込時の「例月給料」(注)に、下表に掲げる組合員期間に応じて月数を乗じて得た額となります。

(注)「例月給料」とは、給料表額 + 教職調整額 + 給料の調整額です。

組合員期間	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
月数	10	15	25	35	45

※ 組合員期間には、採用月と申込月が含まれます。また、育児休業や病気休職等の期間は、組合員期間に含まれます。

※ 申込時に病気による休職中の方の貸付金額の上限は、仮定退職手当（申込時において、自己都合により退職したと仮定して計算された退職手当）の範囲内の金額となります。

※ 定年・勤奨退職等により年度末退職を予定されている方が申し込む場合は、退職手当から控除可能な範囲の金額となります。

※ 東京都公立大学法人の年俸制の教員の例月給料は、毎月支給の（基本給＋職務基礎額）／1.25を例月給料とみなします（公立学校教職員の例月給料と同様に地域手当相当分を除く必要があるため。）。

3 特別貸付け

貸付種別	貸付限度額 償還回数	貸付事由	添付書類等
特別	200万円(注) 貸付月の翌月から 最終任期月までの 月数の範囲内	短期組合員等 ^(※) が臨時に資金を必要とする場合 ※ 臨時的任用教職員、任期付採用職員、会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員（フルタイムおよび短時間勤務）	一般貸付けに準じる。 特別貸付申込説明書をホームページに掲載しています。

(注) 貸付限度額は、例月給料またはこれに相当する報酬等×10分の3×貸付月の翌月から最終任期月までの月数です。発令された任期の範囲内で返済可能な金額が上限となります。

4 貸付金の利率

利率（年利）は変動金利で、令和8年6月現在の利率は下表のとおりです。

貸付金の利率（激甚災害に係る貸付けを除く。）

貸付種別	利率
一般・住宅・教育・医療・結婚・葬祭・特別	1.32%
災害・住宅災害	0.99%
介護構造部分	1.06%

（注1）上記貸付利率には、貸付保険料借受人負担分0.06%を含みます。

（注2）平成19年3月31日以前に貸付けを受けた借受人は、上記の負担分0.06%を含まない利率が適用されます。

5 借換え（同一種別の貸付け）

すでに貸付けを受けている方で、同じ貸付種別での増額を希望する場合、全額繰上償還をせずに、貸付けの申込みをすることができます。この制度を「借換え」といいます。

その場合、新たに申し込んだ額から、未償還金額（ボーナス分経過利息を含む。）を差し引いた金額が、実際に送金（振込）されます。

前回の貸付金は送金時に全額返済し、新たに借換え申込金額全額を借り受けたことになります。

ただし、一般貸付けの借換えについては、既貸付金を交付した月から起算して2年経過していないと借換えすることができません。

6 借受後の償還（返済）

1 償還方法

定期償還（毎月償還、ボーナス併用償還）、繰上償還（全額繰上、一部繰上）、即時償還があります。

(1) 定期償還

償還金は給与控除します。

貸付申込時に、償還方法（毎月償還またはボーナス併用償還）を選択できます。

(2) 繰上償還

借受中に未償還元利金の全額または一部を繰上償還することができます。

繰上償還は元金の償還に充てられますので、その分の利息の支払いを減らす効果があります。

5月から1月までの毎月10日（土日祝の場合はその前平日）受付締切です。

なお、給与控除や口座引落しはできませんので、貸付担当から翌月初めに送付する納付書により指定された期日（受付締切月の翌月の14日前後）までに納付してください。ネット振込はできません。

詳しくは、東京支部ホームページの繰上償還申出書記入例をご確認ください。

(3) 即時償還

組合員の資格を喪失したとき、退職手当の支給を受けられるとき（退職手当からの控除）、他共済組合（都共済等）へ転出するとき、貸付規程等に違反した事実が明らかになったときは、未償還元利金の全額を即時償還していただきます。

2 償還猶予

育児休業、配偶者同行休業、1月以上の介護休暇（時間取得を除く。）、心身の故障による休職（傷病手当金または傷病手当金附加金の支給を受けている期間は除く。）の承認を受け、給料の全額が支給されないとき（注1）は、借受人の申出により償還を猶予することができます。猶予を希望する場合は、猶予開始希望月の前月14日（土日祝の場合はその前平日）までに「償還猶予申出書」（注2）を提出してください。

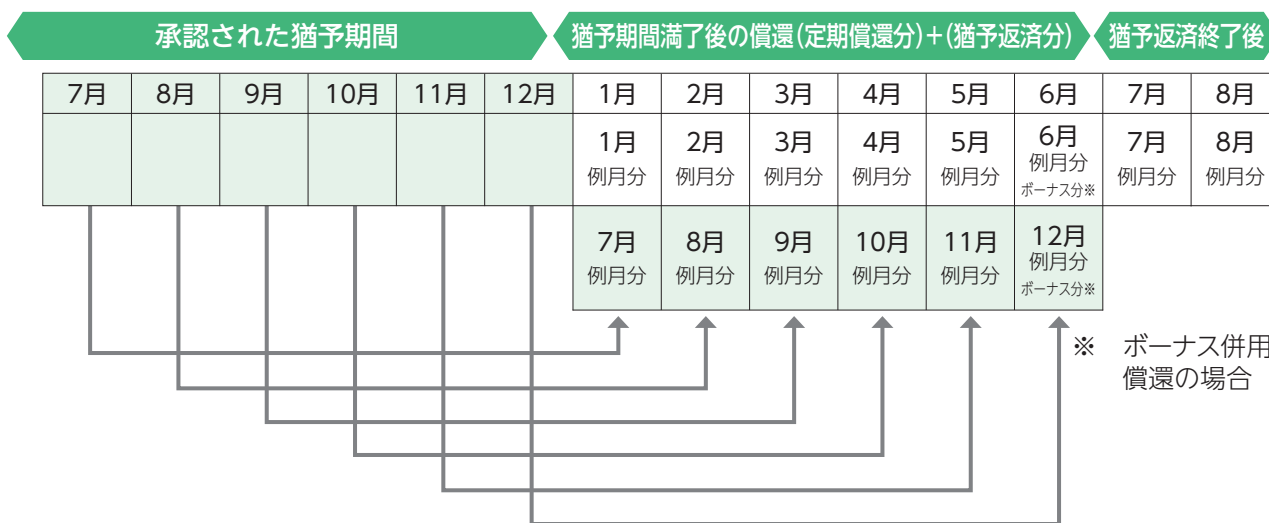
猶予した償還金の返済方法	償還猶予期間が満了した翌月から、猶予した償還額の1月分ずつを毎月の定期償還額と合わせて給料から控除します。ボーナス併用償還の場合は、6月または12月のボーナス支給時から、猶予したボーナス償還額の1回分ずつを毎回のボーナス償還額と合わせて給与控除します（下図参照）。
償還猶予期間中に休業の承認期間の変更があったとき	【休業期間を延長したとき】 償還猶予期間の延長を希望するときは、「償還猶予申出書（延長）」を提出してください。 【休業期間を短縮したとき】 償還猶予期間も短縮する必要がありますので、「償還猶予申出書（短縮）」を提出してください。
償還猶予期間中に出産するとき	妊娠出産休暇（有給）中は、償還猶予ができませんので、「償還猶予申出書（短縮）」を提出してください。出産後に育児休業を取得する場合で償還猶予を希望するときは、再度、償還猶予の申込みをしてください。
住宅借入金等特別控除制度の適用を受けている方	住宅借入金等特別控除制度の適用を受けるための要件の一つである償還期間には、償還猶予期間を含みません。償還猶予の適用を受けることにより、償還猶予期間を除いた償還期間が10年未満となる場合は、特別控除制度の適用を受けることができなくなります。

（注1）上記の猶予事由に該当しない場合、猶予はできませんので、貸付担当から毎月送付する納付書により納付してください。

（注2）「償還猶予申出書」および「償還猶予申出書記入例」は、東京支部ホームページに掲載しています。

● 猶予期間満了後の償還方法

例：償還猶予期間が7月から12月の場合



7 団体信用生命保険・債務返済支援保険

1 団体信用生命保険（だんしん）

借受人が、償還途中に死亡した場合や、一定の障害状態になった場合に、その貸付金の未償還元利金相当額を保険会社が負担します。

対象となる貸付種別は、教育貸付け、住宅貸付け、介護構造部分に係る貸付けおよび住宅災害貸付けです。任意加入で、保険料は加入者の負担となります。

2 債務返済支援保険

団体信用生命保険（だんしん）の適用を受けている者が、一定の条件により病気やケガで就業障害状態となった場合に、その貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険会社から借受人に支払われます。

任意加入で、保険料（団体信用生命保険料に上乗せ）は加入者の負担となります。

上記①②の詳細については、「団信制度適用申込の手引」（注）をご確認ください。

3 申込方法

「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」（注）に記入・押印し、貸付申込書類とともに提出してください。借換えの場合でも別途申込みが必要です。

なお、貸付申込時以外に、上記①の未加入者は毎年1回、中途適用の申込みの受付（例年10月1日から11月30日まで）ができます。詳細は、10月発行の「かがやき秋号」に掲載します。

（注） 加入を検討する場合は、これらの書類を貸付申込書提出前に貸付担当へ電話でご請求ください。

公立共済の貸付けのメリット



- ✓ お得な**低金利** 年**1.32%**（令和8年6月現在。変動金利）

車・リフォーム・
教育・結婚等、

銀行等と比べてください！

- ✓ 担保・保証人が**不要**

- ✓ 手数料が**無料**

- ✓ **給与控除でラクに返済**

- ✓ 休業や万一のときにも**安心**

- ・ 育児休業中の返済は**猶予制度あり**

- ・ **団体信用生命保険制度が任意加入**（教育貸付け・住宅貸付け等）



おたすけ口